

8 消安第 1 5 5 3 号
令和 8 年 6 月 9 日

水産動物の輸入者等関係者 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

水産資源保護法施行規則第 1 条第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告書について（通知）

日頃より、水産動物の輸入防疫に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

水産資源保護法施行規則第 1 条第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告については、水産資源保護法施行規則第 1 条の 2 第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告について（令和 3 年 4 月 21 日付け 3 消安第 582 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「旧通知」といいます。）に基づき、手続を行っております。

今般、水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）の改正に伴い、旧通知を廃止するとともに水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）第 1 条第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告書の様式を改め、財務省関税局業務課長宛てに通知しましたので、お知らせします。

つきましては、関係者への周知に御協力いただくとともに可能な限り輸入前に申告いただくようお願いいたします。加えて、令和 8 年 6 月 9 日以降は、新しい申告書を使用するようお願いいたします。

なお、旧通知に基づく申告書の様式により使用されている書類は、有効期限内のものに限り、この通知による申告書の様式によるものとみなす旨を申し添えます。

写

8消安第1553号
令和8年6月9日

財務省関税局業務課長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

水産資源保護法施行規則第1条第2項に係る水産動物の輸入許可対象外の
申告について（通知）

このことについては、これまで水産資源保護法施行規則第1条第2項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告について（令和3年4月21日付け3消安第582号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「旧通知」といいます。）においてその取扱いを規定しておりました。今般、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号）の改正に伴い、旧通知を廃止するとともに水産資源保護法施行規則第1条第2項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告書の様式を別紙のとおり定め、令和8年6月9日から施行することとしました。

つきましては、円滑な通関手続を可能とするため、下記について御承知いただくとともに、令和8年6月9日以降は新しい申告書が提出されることとなりますので御対応をお願いします。

なお、旧通知に基づく申告書の様式により使用されている書類は、有効期限内のものに限り、この通知による申告書の様式によるものとみなす旨を申し添えます。

記

1 水産資源保護法施行規則第1条に掲げる水産動物種で、(1)又は(2)に該当する場合は、輸入許可の対象外となります。このうち1(1)アを輸入する者が、確認を受けた申告書の写しを通関の際に提示した場合は、輸入許可対象外として取り扱っていただくようお願いします。

また、本申告書は、円滑な通関手続のため、申告者が通関時に任意で提示するものです。このため、当該輸入する者から本申告書が提示されない場合であっても、同者から輸入許可の対象外であることの申し出があった場合には、輸入許可の対象外として取り扱っていただくようお願いします。

(1) 生きている水産動物であり、かつ、食用に供されるもののうち、ア又はイに該当するもの

ア 輸入後、施設等において一時的に保管するもので、その飼育水を下水道に排

水するもの又は輸入防疫対象疾病の病原体を殺滅できる方法で消毒等を行うもの

イ 輸入後、施設等で一時的に保管しないもの（例えば、すぐに店頭で販売される、飲食店等で提供される等、すぐに消費されるもの）

(2) 生きていない水産動物（魚粉又は魚油を除く。）であり、HS コードが第 0508. 00 号の 2、第 0511. 91 号、第 2301. 20 号又は第 2309. 90 号の 2 であるもののうち、養殖用に供さないもの

2 提出された申告書については、当課が関係資料を確認の上、輸入許可対象外と判断した場合は、その旨を以下のとおり当該申告書に記載の上、申告者にその写しを返信します。

また、輸入許可対象と判断した場合は、当課から申告者に輸入許可申請が必要である旨説明します。

水産防疫確認番号：〇〇-〇〇
当該水産動物の水産資源保護法第 13 条
に基づく輸入許可は不要です。
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

3 一度当課に提出された申告書は、申告内容に変更がない限り、申告日から 3 年間有効とします。

水産資源保護法施行規則第1条第2項に係る
水産動物の輸入許可対象外の申告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長 殿

輸入者 氏 名
住 所
連絡先
メールアドレス

輸入する水産動物【水産動物種(学名記載)】については、
下記のとおり、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第13条に基づく輸入許可が必要となる、水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)第1条第2項の水産動物に該当しないことを申告します。

また、本申告内容に漏れ、偽りはなく、本申告内容に係る一切の責任を負うとともに、変更が生じた場合は、速やかに申告します。

記

当該水産動物は、生きている水産動物のうち食用に供されるものであり、輸入後、別添1の要件を満たした施設において一時的に保管し、管理については2~4のとおり行います。

1 保管施設の住所、代表者名及び連絡先(電話番号及びメールアドレス)

住所：〒

代表者名：

電話番号：

メールアドレス：

2 空港又は港から保管施設までの輸送方法、輸送に使用した水、包装材(かご、おがくず等)及び輸送に使用した包装材の処分方法

輸送方法：

包装材：

輸送に使用した水・包装材の処分方法：

- 3 保管施設の飼育水の排水の状況（下水道、消毒（有効塩素濃度〇〇ppm で〇〇分間）等）
- 4 保管施設で一時保管中に当該水産動物がへい死した場合の扱い
- 5 誓約事項
 - ・保管施設の飼育水を排水する際には、下水道に排水する又は消毒後に排水します。
 - ・輸送に使用した水は、海等の公共用水面に直接排水することなく、下水道又は消毒後に排水します。
 - ・輸送に使用した包装材は、適切に消毒又は処分します。
 - ・保管施設でへい死した当該水産動物は焼却等適切に処分します。
 - ・保管施設から出荷後、食用に供されたことが分かる書類や施設の管理に係る書類（別添2 管理簿）を保管し、畜水産安全管理課がこれらの書類の提出を求めた場合は、速やかに該当書類を提出します。
 - ・保管施設の責任者に保管施設にかかる要件を遵守させます。

※添付書類：チェックリスト、委任状、所在地の写真又は地図、施設内部図面及び排水部分が確認できる写真

(注) 本申告書の有効期限は、申告日から3年間。

生きている食用水産動物のうち輸入許可を受ける必要がない
国内の保管施設にかかる要件

水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林水産省令第 44 号）第 1 条第 1 項の表に掲げられた生きている水産動物のうち、食用に供するものであって、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものを除くもの（以下「生きている食用水産動物」という。）であって、同規則第 1 条第 2 項第 1 号の「生きている水産動物（食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。）」に該当しないものとは、下記の要件を満たすものをいう。また、本件に係る輸入者等からの照会については、農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）が対応することとし、同課は、輸入許可を受ける必要の有無について、輸入に先立ちあらかじめ確認することとし、その結果を輸入者等に回答するとともに、必要に応じて動物検疫所と共有するものとする。

記

- 1 生きている食用水産動物を輸入後に一時的に保管する場合の施設において次のとおり定める。
 - (1) 以下の要件のうち、いずれかに該当する施設であること。
 - (ア) 閉鎖循環式施設であること。
 - (イ) 外部からの人及び動物の侵入防止措置が講じられており、外部からの人及び動物による対象動物の持ち出しがない施設であること。
 - (2) 輸送に使用した水及び使用する飼育水の排水処理については、以下の要件のうち、いずれかに該当する施設であること。
 - (ア) 輸送に使用した水及び飼育水を公共の用に供する水面（海、湖沼、河川）に排水することなく、全量下水道に排水される構造となっている。
 - (イ) 輸送に使用した水及び排水する飼育水は、輸入防疫対象疾病の病原体を殺滅できる方法で全量処理した後に排水される構造となっている。
- 2 生きている食用水産動物の輸入後の一時保管施設の責任者は、以下について遵守すること。
 - (1) 畜水産安全管理課が必要に応じて実施する現地調査や指導等に協力すること。
 - (2) 保管施設の構造について、1 の要件を満たすことができなくなった場合については、速やかに畜水産安全管理課に連絡をすること。
 - (3) 保管施設でへい死し、食用に供されなかった水産動物は、適切に廃棄し、公共用水面に破棄しないこと。

輸入許可対象外申告に係るチェックリスト

確認項目		はい	いいえ
申告の対象	生きている水産動物であり、かつ、食用に供されるもののうち、輸入後、施設等において一時的に保管するもので、その飼育水を下水道に排水するもの又は輸入防疫対象疾病の病原体を殺滅できる方法で消毒を行うものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設の要件	保管施設は閉鎖循環式であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	保管施設が閉鎖循環式以外である場合、外部からの人及び動物の侵入防止の措置が実施されているか。また、外部からの人及び動物による対象動物の持ち出しがないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
移動時	水産動物を輸送車から一時保管施設に移動させる際に、水産動物を輸送する際に使用した水が外部に漏れることはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
排水	水産動物を輸送する際に使用した水及び使用する飼育水は下水道に排水する、もしくは、消毒後に排水するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
食用	輸入後、食用に供されたことが確認できる書類の提出が可能であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
書類	所在地の写真又は地図、施設内部図、排水部分が確認できる写真及び本チェック表（必要に応じて委任状）を添付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出書類一覧

所在地の写真又は地図	<input type="checkbox"/>
施設内部図面	<input type="checkbox"/>
排水が確認できる書類（写真）	<input type="checkbox"/>
（必要に応じて）委任状	<input type="checkbox"/>